

平成20年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年6月20日(金)

議事日程(第5号)

平成20年6月20日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第44号ないし議案第47号
日程第 2 議案第48号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
日程第 3 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
日程第 4 議員提案第3号 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の改善を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
日程第 2 議案第48号(提案理由説明・採決)
日程第 3 議案第49号(提案理由説明・採決)
日程第 4 議員提案第3号(提案理由説明・討論・採決)

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
16番	山口 恒男 君	17番	川又 照雄 君
18番	後藤 守 君	19番	黒沢 義久 君
20番	小林 英機 君	21番	沢 畠 亮 君
22番	立原 正一 君	25番	生田目 久夫 君
26番	宇野 隆子 君		

欠席議員

15番 平山 伝 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿 引 優 君	産 業 部 長	赤 須 一 夫 君
建 設 部 長	富 田 広 美 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	高 橋 正 美 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福祉事務所長	深 澤 菊 一 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	川 上 明 文 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 谷 利 行	副参事兼総務係長	吉 成 賢 一
次長兼議事係長	菊 池 武		

午前 10 時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 25 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。15 番平山伝君、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 44 号から議案第 47 号まで並びに請願第 1 号、以上 5 件を一括議題として、各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。19 番黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成 20 年第 2 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第44号ふるさと常陸太田寄附条例の制定について，原案可決すべきものと決定。

議案第45号常陸太田市監査委員条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第47号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次，文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。13番関英喜君。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第2回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び136条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第46号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について 原案可決すべきものと決定。

請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願，不採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第46号，請願第1号，以上2件について討論の通告がありますので，発言を許します。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は，議案第46号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について，請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願の委員会の不採択に対して，反対の討論を行います。

議案第46号国民健康保険税条例の一部改正についてです。賦課限度額が基礎課税分56万円から今回の改正で基礎課税額が47万円，後期高齢者支援金等課税額分が12万円，合わせて賦課限度額が59万円となり，3万円の増となります。2007年度に53万円から56万円に改正があり，今回また，56万円から59万円の2年連続の大幅な賦課限度額の改正は，中間層の被保険者に大きな負担となるもので認められません。

今回の改正は，欠陥だらけの後期高齢者医療制度に，どのような割合で後期高齢者支援金等課税額を決めようとするのが主な内容であり，後期高齢者医療制度は中止，廃止すべきであると

いう立場から反対をいたします。

請願第1号後期高齢者医療制度の中止，廃止を求める請願の委員会不採択に対するの反対討論を行います。

私は，改めてこの制度の問題点等を述べておきたいと思います。後期高齢者医療制度は，2006年6月，政府・与党が強行した医療改革法で導入された制度です。75歳以上の高齢者は1,300万人いると言われておりますが，扶養家族として健保等に参加していた方は，家族から切り離され，これまで加入していた国保や健保から脱退させられ，新しくできた後期高齢者医療制度に組み入れられます。年金額が月1万5,000円以上の方は，介護保険料と合わせて後期高齢者医療保険料が年金から天引きされる制度です。また，この制度の大きな問題は，後期高齢者の医療を制限することを検討していることです。さらに，後期高齢者医療保険料は，医療給付費の増加，加入人口増の2つの要因によって，2年ごとに見直しされ，将来値上げが確実だということです。

制度が施行されて3カ月目に入り，6月13日には2回目の年金天引きが行われました。つい先日，このことに関して，これは茨城新聞の17日付ですけれども，県民の声にこのような投書がありました。これは，常陸太田市の84歳になる女性の方ですが，こういうふうに言っております。「きょう，家に帰ったら年金の通知が来ていました。この前は後期高齢者保険料の名目で天引きがありました。この前というのは4月15日のことだと思いますけれども。「今度はまさか天引きはないだろうと思いながらあけてみると，長寿医療保険として差し引かれていました。あきれて言葉もありません。以前なら，長生きすれば祝い金をもらえたのに何ということでしょう。これでは，老人は早く死ねと言わんばかりでしょう。現在の後期高齢者は，戦前，戦後の激動期，子供を育てながら生き抜いてきた人たちです」と，こういうことで，もっと国内のことを政治家は考えてほしいというような内容の県民の声でした。

この制度は，高齢者はもとより，多くの国民から批判の声が広がっています。野党4党の参議院に提出した後期高齢者医療制度を廃案する法案が6月6日参議院で可決しました。これは，75歳という年齢で区切りをつけ，差別医療を押しつけるこの制度に，年寄りや長生きするなというのかと，怒りの声が老人会などを初めとして全国津々浦々から上がり，反対の運動が大きく広がった成果だと思います。

政府・与党は，国民の反対運動の怒りの前に，慌てて年金天引きや保険料の軽減，診療報酬制度（終末期相談支援料）の凍結などを言い出して，6月10日，与党のプロジェクトチームが制度見直し方針をまとめました。しかし，この内容を見ますと，高齢者を年齢で差別する制度の構造には手をつけず，保険料の一部軽減策などで世論の批判をかわそうというものです。医療抑制を目的としていて，後期高齢者医療制度の本質を変えるものではありません。

茨城県医師会を初め，全国では，この皆さんが出されました請願では，医師会の数が26となっておりますが，現在は30の都道府県医師会が反対，批判を表明しております。また，世論調査でも，毎日新聞，これは今月の16日付ですが，廃止をもとに戻すことに賛成56%，反対30%。それから，朝日新聞17日付，見直しを主張する政府・与党を評価する30%，廃止を主

張する野党を評価する49%。それから、東京新聞14日付、これは、運用改善44.9%、廃止すべきだ47%。このように廃止の世論が一層高まっております。

この請願趣旨にもありますように、「高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障され、いつでもどこでも安心して医療が受けられる医療制度になるように願っております」、このように趣旨に書かれております。

ですから、これらのさまざまな状況を踏まえまして、世界に例のない年齢で差別する医療制度に反対し、この後期高齢者医療制度は廃止すべきものと思います。ですから、この後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願書は、願意妥当だと言えらると思います。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第44号ふるさと常陸太田寄附条例の制定について、議案第45号常陸太田市監査委員条例の一部改正について、以上2件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号、議案第45号、以上2件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第46号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第46号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第47号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、請願第1号については、不採択とすることに決しました。

日程第2 議案第48号

議長（高木将君） 次、日程第2、議案第48号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第48号の提案につきましてご説明を申し上げます。追加議案書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。議案第48号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について。

下記の者を常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成20年6月20日提出、常陸太田市長名。

記。住所、常陸太田市木崎一町2051番地。氏名、片桐章典。生年月日、昭和13年3月31日。

提案理由でございますが、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員片桐章典氏が、平成20年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するためご提案申し上げます。

片桐氏の略歴につきましては、2ページ目をご参照いただきたいと思います。昭和55年1月以来、当市及び一部事務組合公平委員会委員としまして、8期務めてこられたわけでありまして、今回、再任でございますので、略歴につきましては、お目通しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議案第49号

議長（高木将君） 次、日程第3、議案第49号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第49号についてのご提案を申し上げます。追加議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。議案第49号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成20年6月20日提出、常陸太田市長名。

記。住所、常陸太田市沢目町85番地の1。氏名、根本肇氏。生年月日、昭和18年10月28日。

提案理由でございますが、人権擁護委員関山繁氏が、平成20年3月31日をもって退任したことに伴い、その後任委員の候補者を推薦するためご提案申し上げるものでございます。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。根本肇氏の略歴についてでございますが、学歴は、昭和42年3月茨城大学教育学部卒業、職歴につきましては、昭和42年4月、北茨城市立富士ヶ丘小学校教諭を振り出しといたしまして、後、平成4年4月には東茨城郡茨城町立長岡第二小学校教頭、平成8年4月、日立市立油縄子小学校長、平成11年4月、久慈郡金砂郷町立金砂小学校長、平成14年4月、常陸太田市立佐竹小学校長、平成16年4月より常陸太田市立幸久幼稚園長を務めまして、平成19年3月に同園退職、現在に至っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第49号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については、原案同意することに決しました。

日程第4 議員提案第3号

議長（高木将君） 次、日程第4、議員提案第3号後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） お許しをいただきましたので、議員提案第3号について、お手元に配付されております文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書の提出について。

上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成20年6月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守。賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢嶋亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、国においては、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、早急な措置を講ずるよう意見書をもって要望するものであります。

次のページへ参りまして、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書（案）。平成18年6月の健康保険法等の一部改正する法律により、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が本年4月1日から導入された。この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村の加入により設置された後期高齢者医療広域連合が運営を行っている。この制度が始まった4月1日以降、保険証の未着や保険料の徴収ミス、年金からの天引きが多くの反感を招くなど、制度そのものへの信頼が揺らぎかねない状況となっている。また、保険料負担において、一定の激変緩和措置が設けられたものの、被保険者の負担のあり方及び高齢者担当医の導入などの医療制度の改正に関し、多くの問題が指摘されている。

国は、国民に制度の意義を十分に理解してもらおうと同時に、医療保険に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。よって、本市議会は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において低所得者へのより一層の配慮など、負担の軽減を図るとも

に、制度導入後の状況を十分に把握、検証し、改善すべき問題点を明らかにした上で、早急に必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年6月20日、常陸太田市議会。提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上ご提案申し上げます。議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議員提案第3号について討論の通告がありますので、発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。ただいま提案されました議員提案第3号後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書の提出についての反対の討論を行います。

この意見書を提出することについては、この本会議前に全員協議会がありまして、経過等について伺いました。この議員提案の意見書（案）は、先ごろ県議会で自民党から提出された内容と全く同じものです。いきなりの議員での提出について、私は今後検討すべき点もあると思っておりますという意見を述べさせていただきました。そして、この改善を求める意見書（案）の文面の中にですけれども、下から2行目、制度導入後の状況を十分把握、検証し、その後制度の中止、廃止も含めて問題点を明らかにした上でというようなことで、この文言を挿入する修正が認められないかと意見を述べましたが、極めて残念ながら認められませんでした。

この意見書は、後期高齢者医療制度の改善を求めるものです。私は、先ほど請願第1号において、高齢者を年齢で差別する制度の根本が間違いであるということ、このようなことを問題点として幾つか述べております。ですから、制度の内容については省略させていただきますけれども、参議院では野党提出も廃止法案を可決いたしました。国民は衆議院で審議を尽くして手直しや改善ではなく、中止、廃止を求めています。

よって、私はこの本意見書には同意はできません。ただ、皮肉なことに先ほどの廃止を求める請願の中にも高齢者がいつでもどこでも安心して医療が受けられる制度になるようにと、そして

この改善を求める，今出されております請願の中にも高齢者が安心して医療を受けることができるようにするためと，このように書いてありまして，改善すべきなのか，廃止をしてもとに戻して，もう一度きちんとした医療制度をつくることを論議していくことが大切なのかということですが，本当に高齢者が安心して暮らせる，尊厳が守られる，こういうことを考えますと，私は廃止以外にないと，このように思います。このことを述べまして，この議員提案第3号後期高齢者の医療制度の改善を求める意見書の提出については反対をいたします。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

議員提案第3号後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の改善を求める意見書の提出については，原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって，議員提案第3号については，原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上をもって，今期定例会の議事は，すべて議了いたしました。

閉会に先立ち，市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成20年第2回の市議会定例会の閉会に当たりまして，一言ごあいさつを申し上げます。

開会冒頭にも申し上げましたが，6月14日に起きました岩手・宮城内陸地震によりまして，多くの被害が発生をいたし，被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げると同時に一日も早い復旧を念願する次第でございます。

今期定例会は，6月9日から本日まで12日間の会期でありました。その間，専決処分の承認，繰越明許費に関する報告，条例の制定及び一部改正，一般会計補正予算，人事案件，合計14点について，ご審議をいただきました。全案件について原案のとおり承認，可決，同意を賜り，まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして，心から御礼を申し上げます。

審議の過程におきましていただきました市政全般にわたるご意見やご要望，ご提言につきましては，それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして取り組んでまいりたいと存じます。

梅雨の折，皆様にはご自愛の上，ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに，市政の進展と円滑な運営のために，一層のご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 今期定例会は，6月9日から本日まで12日間，議員各位には，本会議，委員会を通し慎重にご審議を賜り，議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝を申し上げます。

以上をもって、平成20年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員